



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
3月31日  
号外(3)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 規 則
  - ※滋賀県個人情報の保護に関する法律等施行細則(県民活動生活課)..... 2
  - ※滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則(県民活動生活課)..... 7
  - ※個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則(県民活動生活課)..... 41
- 告 示
  - ※滋賀県個人情報保護条例施行規程の廃止(県民活動生活課)..... 41
  - ※口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の廃止(県民活動生活課)..... 41
- 教育委員会規則
  - ※滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則(教育総務課)..... 42
- 教育委員会告示
  - ※口頭により滋賀県教育委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の廃止(教育総務課)..... 42
- 選挙管理委員会規程
  - ※滋賀県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程..... 42
- 選挙管理委員会告示
  - ※滋賀県選挙管理委員会規程の一部改正..... 42
- 人事委員会規則
  - ※滋賀県人事委員会の保有する個人情報の保護に関する規則..... 43
- 人事委員会告示
  - ※口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の廃止..... 43
- 監査委員告示
  - ※滋賀県監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程..... 43
- 公安委員会規則
  - ※滋賀県公安委員会の保有する個人情報の保護に関する規則(警察県民センター)..... 43
- 警察本部告示
  - ※滋賀県警察本部長の保有する個人情報の保護に関する規程(警察県民センター)..... 44
  - ※口頭により滋賀県警察本部に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の廃止(警察県民センター)..... 44
- 労働委員会訓令
  - ※滋賀県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正..... 44
- 労働委員会告示
  - ※滋賀県労働委員会の保有する個人情報の保護に関する規程..... 44
- 収用委員会規程
  - ※滋賀県収用委員会の保有する個人情報の保護に関する規程..... 45
- 収用委員会訓令
  - ※滋賀県収用委員会運営規程の一部改正..... 45
- 琵琶湖海区漁業調整委員会告示
  - ※琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報の保護に関する規程..... 45
- 内水面漁場管理委員会告示
  - ※滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程..... 45
- 企業庁規程
  - ※滋賀県公営企業管理者の保有する個人情報の保護に関する規程..... 46

○ 病院事業庁規程

※滋賀県病院事業管理者の保有する個人情報の保護に関する規程..... 46

規 則

滋賀県個人情報の保護に関する法律等施行細則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第37号

滋賀県個人情報の保護に関する法律等施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)および滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年滋賀県条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法および条例において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項に規定する帳簿は、個人情報ファイル簿(別記様式第1号)とする。

(個人情報ファイル簿の記載事項)

第4条 個人情報ファイル簿に記載する事項は、法および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 整理番号
- (2) 作成年月日または直近の修正年月日
- (3) 外部委託の有無

(条例個人情報ファイル簿)

第5条 条例第3条第1項に規定する帳簿は、条例個人情報ファイル簿(別記様式第2号)とする。

(条例個人情報ファイル簿の作成および公表)

第6条 実施機関は、個人情報ファイル(条例第3条第2項各号に掲げるものおよび同条第3項の規定により条例個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項および第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、遅滞なく、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 条例個人情報ファイル簿は、実施機関が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 実施機関は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、遅滞なく、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 実施機関は、条例個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルが、法第75条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表することとなるものに該当するに至ったときは、個人情報ファイル簿を作成するとともに、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を条例個人情報ファイル簿から削除しなければならない。
- 5 実施機関は、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、毎年度、これをインターネットの利用により公表しなければならない。

(条例個人情報ファイル簿の記載事項)

第7条 条例第3条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルまたは同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- (3) 第4条各号に掲げる事項

2 条例第3条第2項第9号の規則で定める個人情報ファイルは、法第60条第2項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的および記録範囲が法第75条第1項の規定による公表に係る法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的および記録範囲の範囲内であるものとする。

(施行の状況の公表)

第8条 条例第7条の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 別記

## 様式第1号(第3条関係)

## 個人情報ファイル簿

整理番号		作成年月日または直近の修正年月日	年 月 日
個人情報ファイルの名称			
実施機関の名称		個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的			
個人情報ファイルに記録されている項目			
要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)			
個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法			
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合の提供先	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無		
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	(名称)		
	(所在地)		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	(根拠法令)		
	(内容)		
個人情報ファイルの種類	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)
	(所在地)
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数
	情報の項目
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(名称)
	(所在地)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	

## 様式第2号(第5条関係)

## 条例個人情報ファイル簿

整理番号		作成年月日または直近の修正年月日	年 月 日
個人情報ファイルの名称			
実施機関の名称		個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的			
個人情報ファイルに記録されている項目			
要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)			
個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法			
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無		
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称および所在地	(名称)		
	(所在地)		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	(根拠法令)		
	(内容)		
個人情報ファイルの種類	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)		<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
備考			

滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第38号

### 滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、知事の保有する個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

**第2条** 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(別記様式第1号)とする。

(開示決定通知書等)

**第3条** 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(別記様式第2号)
- (2) 一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書(別記様式第3号)

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(別記様式第4号)により行うものとする。

(開示決定等期間延長通知書)

**第4条** 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(別記様式第5号)により行うものとする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

**第5条** 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

(開示請求事案移送書等)

**第6条** 法第85条第1項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報開示請求事案移送書(別記様式第7号)により行うものとする。

2 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

**第7条** 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(法第86条第1項用)(別記様式第9号)により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(法第86条第2項用)(別記様式第10号)により行うものとする。

3 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見に係る保有個人情報の開示決定通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

**第8条** 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 光ディスク 当該光ディスクを知事が保有する機器により再生したものの聴取もしくは視聴または光ディスクに複製した物の交付
- (2) その他の電磁的記録 次に掲げる方法で知事が保有する機器およびプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの
  - ア 当該電磁的記録を用紙に出力した物の閲覧またはその写しの交付
  - イ 当該電磁的記録を再生したものの閲覧もしくは視聴または複製した物の交付

2 前項に規定する方法による電磁的記録の開示にあつては、電磁的記録の保存に支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該電磁的記録を複製した物により行うことができる。

(開示実施方法等申出書)

**第9条** 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書(別記様式第12号)により行うものとする。

(送付に要する費用の納付方法)

**第10条** 政令第28条第4項の規定による送付に要する費用の納付は、郵便切手により行うものとする。

(訂正請求書)

**第11条** 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(別記様式第13号)とする。

(訂正決定通知書等)

**第12条** 法第93条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

(1) 全部を訂正する旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(別記様式第14号)

(2) 一部を訂正する旨の決定 保有個人情報一部訂正決定通知書(別記様式第15号)

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(別記様式第16号)により行うものとする。

(訂正決定等期間延長通知書)

**第13条** 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(別記様式第17号)により行うものとする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

**第14条** 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(別記様式第18号)により行うものとする。

(訂正請求事案移送書等)

**第15条** 法第96条第1項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報訂正請求事案移送書(別記様式第19号)により行うものとする。

2 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(別記様式第20号)により行うものとする。

(保有個人情報の訂正通知書)

**第16条** 法第97条の規定による通知は、保有個人情報の訂正通知書(別記様式第21号)により行うものとする。

(利用停止請求書)

**第17条** 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(別記様式第22号)とする。

(利用停止決定通知書等)

**第18条** 法第101条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

(1) 全部を利用停止する旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書(別記様式第23号)

(2) 一部を利用停止する旨の決定 保有個人情報一部利用停止決定通知書(別記様式第24号)

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書(別記様式第25号)により行うものとする。

(利用停止決定等期間延長通知書)

**第19条** 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(別記様式第26号)により行うものとする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

**第20条** 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(別記様式第27号)により行うものとする。

(滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書)

**第21条** 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書(別記様式第28号)により行うものとする。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



別記

様式第1号(第2条関係)

収受番号	番
収受年月日	年 月 日

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住所(居所) 〒

氏名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容および開示の実施方法等

開示請求に係る保有個人情報の内容 開示請求をしようとする保有 個人情報が特定できるように 具体的に記載してください。	
開示の実施方法等	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧または視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他( ) 開示を希望する日時 年 月 日 時 <input type="checkbox"/> 写しの送付による開示

2 開示請求者の本人確認書類(代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類)

開示請求者の本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を添えて送付してください。
--------------	---

3 代理人の別、代理人の資格を証明する書類および本人の氏名等

代理人の別および代理人の資格を証明する書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人による請求 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 資格証明書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。
	<input type="checkbox"/> 任意代理人による請求 <input type="checkbox"/> 委任状(原本) 添付資料( <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ) ※ 委任状(原本) および印鑑登録証明書は、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。
代理人が開示請求をしようとする場合における本人の氏名等	(1) 本人の氏名 (2) 本人の住所(居所) (3) 本人の電話番号

(県使用欄)

注1 □のある欄には、該当する□にレ印を記入してください。

- 2 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面(個人番号の記載がない面)のみを複写してください。また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号が見えないように塗りつぶしてください。
- 3 郵送により開示請求をする場合の住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号が見えないように塗りつぶしてください。
- 4 開示請求をした代理人が当該開示請求に係る保有個人情報の開示が行われる前に資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。
- 5 任意代理人が開示請求をする場合は、①委任状に委任者本人が押印した上で、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし、個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

様式第2号(第3条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示をすることに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施方法等	<p>開示の実施方法等については、<input type="checkbox"/>にレ印の記入がある方法等のとおりです。</p> <p><input type="checkbox"/>御希望いただいた実施の方法等で実施します。</p> <p><input type="checkbox"/>窓口における開示</p> <p><input type="checkbox"/>閲覧または視聴    <input type="checkbox"/>写しの交付</p> <p>開示日時 年 月 日 ( ) 時 分</p> <p>開示場所</p> <p><input type="checkbox"/>写しの送付による開示</p> <p>写しの送付に要する費用 円</p> <p>写しの作成に要する費用 円</p> <p>※ 送付に要する費用は郵便切手、写しの作成に要する費用は現金または郵便為替により納付してください。</p> <p>準備に要する日数 約 日 (費用受領後、写しの送付の準備日数)</p>
	<p><input type="checkbox"/>保有個人情報開示実施方法等申出書による調整</p> <p>御希望いただいた実施の方法等では開示を行うことができない(開示の実施の方法等の求めがない)ので、同封の保有個人情報開示実施方法等申出書に必要な事項を御記入の上、担当所属に提出してください。</p> <p>窓口における開示の実施を希望する場合は、次の期間および時間から指定していただきます。また、この通知の日から30日以内に担当所属に対して申出する必要があります。</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>時 分から 時 分まで</p>
担当部課等	電話番号
備考	

注1 指定された保有個人情報の開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ電話等で担当部課等に連絡してください。

2 窓口における開示を受ける際は、この通知書と開示請求をした本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険の被保険者証等)の提示が必要です。

様式第3号(第3条関係)

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
開示する保有個人情報の利用目的	
不開示とした部分	
不開示とした理由	
開示の実施方法等	開示の実施方法等については、 <input type="checkbox"/> にレ印の記入がある方法等のとおりです。
	<input type="checkbox"/> 御希望いただいた実施の方法等で実施します。 <input type="checkbox"/> 窓口における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧または視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 開示日時 年 月 日 ( ) 時 開示場所
	<input type="checkbox"/> 写しの送付による開示 写しの送付に要する費用 円 写しの作成に要する費用 円 ※ 送付に要する費用は郵便切手、写しの作成に要する費用は現金または郵便為替により納付してください。 準備に要する日数 約 日(費用受領後、写しの送付の準備日数)
	<input type="checkbox"/> 保有個人情報開示実施方法等申出書による調整 御希望いただいた実施の方法等では開示を行うことができない(開示の実施の方法等の求めがない)ので、同封の保有個人情報開示実施方法等申出書に必要事項を御記入の上、担当所属に提出してください。 窓口における開示の実施を希望する場合は、次の期間および時間から指定していただきます。また、この通知の日から30日以内に担当所属に対して申出する必要があります。 年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで
担 当 部 課 等	電話番号
備 考	

注1 指定された保有個人情報の開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ電話等で担当部課等に連絡してください。

2 窓口における開示を受ける際は、この通知書と開示請求をした本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険の被保険者証等)の提示が必要です。

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 様式第4号(第3条関係)

## 保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり開示をしないことに決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
不開示とした理由	
担当部課等	電話番号
備考	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号(第4条関係)

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

様

第 号  
年 月 日

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
收受年月日および收受番号	年 月 日 収受番号 番
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部課等	電話番号
備考	

様式第6号(第5条関係)

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号
開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
法第84条の規定を適用する理由	
担 当 部 課 等	電話番号
備 考	



様式第7号(第6条関係)

保有個人情報開示請求事案移送書

第 号  
年 月 日

(他の行政機関の長等)様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
保有個人情報開示請求者の氏名および住所等	氏名 住所 電話番号
	法定代理人または任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所(居所) 本人の電話番号
添付資料	・保有個人情報開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・
担当部課等	電話番号
備考	

様式第8号(第6条関係)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等については、移送先の行政機関の長等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) 部局課室名 所在地 電話番号
移送元の実施機関および担当部課等	電話番号
移送をした年月日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

様式第9号(第7条関係)

保有個人情報の開示に係る意見照会書  
(法第86条第1項用)

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



あなた(貴社)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求があり、当該保有個人情報を開示することについて開示決定を行う参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報について開示することにつき御意見があるときは、別紙意見書を御提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴社)に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先および問合せ先(担当部課等)	〒 所在地 電話番号
備 考	

## 様式第10号(第7条関係)

保有個人情報の開示に係る意見照会書  
(法第86条第2項用)第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



あなた(貴社)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求があり、当該保有個人情報を開示することについて開示決定を行う参考とするため、同法第86条第2項の規定により、御意見を伺います。

つきましては、当該保有個人情報について開示することにつき御意見があるときは、別紙意見書を御提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴社)に関する情報の内容	
法第86条第2項第1号または第2号の規定の適用区分およびその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先および問合せ先(担当部課等)	〒 所在地 電話番号
備 考	

様式第11号(第7条関係)

反対意見に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



あなた(貴社)から 年 月 日付けで提出のありました意見書に係る保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴社)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担 当 部 課 等	電話番号
備 考	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 様式第12号(第9条関係)

## 保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住所(居所) 〒

氏名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号
求める開示の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 <input type="checkbox"/> 閲覧または視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 実施を希望する日時 年 月 日 時 <input type="checkbox"/> 写しの送付による開示
保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合の当該部分の内容	
保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合における当該部分ごとの実施の方法	
担 当 部 課 等	電話番号
備 考	

注1 □のある欄には、該当する□にレ印を記入してください。

2 保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合または保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、所定の欄に必要な事項を記入してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第13号(第11条関係)

収受番号	番
収受年月日	年 月 日

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住所(居所) 〒

氏名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり開示を受けた保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報について

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示請求書の収受番号 番 開示決定通知書の日付 年 月 日 開示を受けた保有個人情報の内容
訂正の趣旨および理由 (訂正を求める箇所、内容および理由を具体的に記載してください。)	

2 訂正請求者の本人確認書類(代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類)

訂正請求者の本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し(訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を添えて送付してください。
--------------	---

3 代理人の別、代理人の資格を証明する書類および本人の氏名等

代理人の別および代理人の資格を証明する書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人による請求 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。
	<input type="checkbox"/> 任意代理人による請求 <input type="checkbox"/> 委任状(原本) 添付書類( <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ) ※ 委任状(原本)および印鑑登録証明書は、訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。
代理人が訂正請求をしようとする場合における本人の氏名等	(1) 本人の氏名 (2) 本人の住所(居所) (3) 本人の電話番号

(県使用欄)

注1 □のある欄には、該当する□にレ印を記入してください。

- 2 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面(個人番号の記載がない面)のみを複写してください。また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号は見えないように塗りつぶしてください。
- 3 郵送により訂正請求をする場合の住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号が見えないように塗りつぶしてください。
- 4 訂正請求をした代理人が当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正が行われる前に資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を通知してください。
- 5 任意代理人が訂正請求をする場合は、①委任状に委任者本人が押印した上で、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を添付するか、②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。



様式第14号 (第12条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることに決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報訂正請求書の收受年月日および 收受番号	年 月 日 收受番号 番
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 部 課 等	電話番号
備 考	

## 様式第15号(第12条関係)

## 保有個人情報一部訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定に基づき、次のとおり一部を訂正することに決定しましたので、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報訂正請求書の收受年月日および 收受番号	年 月 日 收受番号 番
訂正請求の趣旨	
訂正する内容および理由	(訂正内容) (訂正理由)
訂正年月日	年 月 日
不訂正の内容および理由	(不訂正内容) (不訂正理由)
担当部課等	電話番号
備考	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第16号(第12条関係)

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定に基づき、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報訂正請求書の收受年月日および 收受番号	年 月 日 收受番号 番
訂正をしない理由	
担 当 部 課 等	電話番号
備 考	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第17号 (第13条関係)

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付で請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報訂正請求書の收受年月日および 收受番号	年 月 日 收受番号
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部課等	電話番号
備考	

様式第18号 (第14条関係)

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

様

第 号  
年 月 日

滋賀県知事



年 月 日付で請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報訂正請求書の收受年月日および 收受番号	年 月 日 收受番号 番
法第95条の規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担 当 部 課 等	電話番号
備 考	

様式第19号 (第15条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号  
年 月 日

(他の実施機関の長等) 様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。


訂正請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報訂正請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
保有個人情報訂正請求者の氏名および住所等	氏名 住所 電話番号
	法定代理人または任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所または居所
添 付 資 料	・保有個人情報訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・
担 当 部 課 等	電話番号
備 考	

様式第20号(第15条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事 

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。  
なお、保有個人情報の訂正決定等については、次の移送先の行政機関等において行われます。


訂正請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報訂正請求書の收受年月日および收受番号	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">收受番号</p> <p style="text-align: right;">番</p>
移送先の行政機関の長等	<p style="text-align: center;">(行政機関の長等)</p> <p>部局課室名</p> <p>所在地</p> <p>電話番号</p>
移送をした年月日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
移送をした理由	
備 考	

様式第21号 (第16条関係)

保有個人情報の訂正通知書

第 号  
年 月 日

(保有個人情報の提供先)様

滋賀県知事 

(保有個人情報の提供先)に提供している保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定のための情報	
訂正をした内容および理由	
担 当 部 課 等	電話番号
備 考	



様式第22号(第17条関係)

収受番号	番
収受年月日	年 月 日

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住所(居所) 〒

氏名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり開示を受けた保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止を求める保有個人情報について

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示請求書の収受番号 番 開示決定通知書の日付 年 月 日 開示を受けた保有個人情報の内容
利用停止の趣旨および理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)

2 利用停止請求者の本人確認書類(代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類)

利用停止請求者の本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を添えて送付してください。
----------------	---

3 代理人の別、代理人の資格を証明する書類および本人の氏名等

代理人の別および代理人の資格を証明する書類	<input type="checkbox"/> 法定代理人による請求 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 資格証明書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。
-----------------------	---



様式第23号(第18条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付で請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報利用停止請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容および理由	
利用停止(予定)年月日	年 月 日
担 当 部 課 等	電話番号
備 考	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 様式第24号(第18条関係)

## 保有個人情報一部利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり一部を利用停止することに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報利用停止請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
利用停止請求の趣旨	
利用停止をする内容および理由	
利用停止(予定)年月日	年 月 日
利用停止をしない内容および理由	
担 当 部 課 等	電話番号
備 考	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第25号 (第18条関係)

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報利用停止請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号
利用停止をしない理由	
担 当 部 課 等	電話番号
備 考	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第26号(第19条関係)

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

様

第 号  
年 月 日

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報利用停止請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部課等	電話番号
備考	

様式第27号(第20条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報利用停止請求書の收受年月日および收受番号	年 月 日 收受番号 番
法第103条の規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担 当 部 課 等	電話番号
備 考	

様式第28号 (第21条関係)

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

滋賀県知事



年 月 日付けの保有個人情報の開示決定等に対する審査請求については、次のとおり滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
審査請求年月日	年 月 日
諮問をした年月日	年 月 日
担当部課等	電話番号
備考	



個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第39号

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(滋賀県個人情報保護条例施行規則の廃止)

**第1条** 滋賀県個人情報保護条例施行規則(平成29年滋賀県規則第49号)は、廃止する。

(知事の保有する個人情報の保護に関する規則の廃止)

**第2条** 知事が保有する個人情報の保護に関する規則(平成7年滋賀県規則第65号)は、廃止する。

(滋賀県行政組織規則の一部改正)

**第3条** 滋賀県行政組織規則(昭和51年滋賀県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第6条の表総合企画部の部県民活動生活課の款県民情報室の項第7号中「滋賀県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律および滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例等施行規則の一部改正)

**第4条** 滋賀県使用料および手数料条例等施行規則(昭和36年滋賀県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項に次の1号を加える。

(12) 滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年滋賀県条例第4号)第5条に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第114条第2項の規定による通知の日から同条例第2条第1項に規定する実施機関が別に定める日までの間

(滋賀県統計調査条例施行規則の一部改正)

**第5条** 滋賀県統計調査条例施行規則(平成21年滋賀県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)もしくはこれらの」を削る。

第16条第1項第2号イ(7)a中「滋賀県個人情報保護条例もしくはこれらの」を削り、「規則」の右に「の規定」を加え、同条第2項第2号イ(7)a中「滋賀県個人情報保護条例もしくはこれらの条例に基づく」を「条例に基づく規則の」に改める。

(滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部改正)

**第6条** 滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則(平成16年滋賀県規則第59号)

の一部を次のように改正する。

別表知事の保有する個人情報の保護に関する規則(平成7年滋賀県規則第65号)の項を削る。

付 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 第5条の規定による改正後の滋賀県統計調査条例施行規則第10条第2項第1号ならびに第16条第1項第2号イ(7)aおよび第2項第2号イ(7)aの規定の適用については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年滋賀県条例第6号)第1条の規定による廃止前の滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)または同条例に基づく規則の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)または同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

告

示

滋賀県告示第151号

滋賀県個人情報保護条例施行規程(平成29年滋賀県告示第344号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県告示第152号

平成7年滋賀県告示第466号(口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

## 教育委員会規則

滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

## 滋賀県教育委員会規則第1号

## 滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則

滋賀県教育委員会の保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)の施行については、滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則(令和5年滋賀県規則第38号)の規定の例による。

## 付則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則(平成7年滋賀県教育委員会規則第13号)は、廃止する。

## 教育委員会告示

## 滋賀県教育委員会告示第2号

口頭により滋賀県教育委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報(平成28年滋賀県教育委員会告示第1号)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

## 選挙管理委員会規程

滋賀県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古 正

## 滋賀県選挙管理委員会規程第4号

## 滋賀県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程

滋賀県選挙管理委員会の保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)の施行については、滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則(令和5年滋賀県規則第38号)の規定の例による。

## 付則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 滋賀県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程(平成7年滋賀県選挙管理委員会規程第7号)は、廃止する。

## 選挙管理委員会告示

## 滋選委告示第30号

滋賀県選挙管理委員会規程(昭和41年滋賀県選挙管理委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県選挙管理委員会委員長 世古 正

別表1の9の項中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第2章第3節」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第5章第4節」に改める。

## 付則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

### 人 事 委 員 会 規 則

滋賀県人事委員会の保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第6号

#### 滋賀県人事委員会の保有する個人情報の保護に関する規則

滋賀県人事委員会の保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)の施行については、滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則(令和5年滋賀県規則第38号)の規定の例による。

#### 付 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 滋賀県人事委員会の保有する個人情報の保護に関する規則(平成7年滋賀県人事委員会規則第22号)は、廃止する。

### 人 事 委 員 会 告 示

#### 滋賀県人事委員会告示第1号

平成17年滋賀県人事委員会告示第7号(口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

### 監 査 委 員 告 示

#### 滋賀県監査委員告示第1号

滋賀県監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

滋賀県代表監査委員 藤 本 武 司

#### 滋賀県監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程

滋賀県監査委員の保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)の施行については、滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則(令和5年滋賀県規則第38号)の規定の例による。

#### 付 則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 滋賀県監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程(平成7年滋賀県監査委員告示第2号)は、廃止する。

### 公 安 委 員 会 規 則

滋賀県公安委員会の保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第3号

#### 滋賀県公安委員会の保有する個人情報の保護に関する規則

滋賀県公安委員会の保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)の施行については、滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則(令和5年滋賀県規則第38号)の規定の例による。

## 付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県公安委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成17年滋賀県公安委員会規則第21号)は、廃止する。

## 警 察 本 部 告 示

## 滋賀県警察本部告示第16号

滋賀県警察本部長の保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

滋賀県警察本部長 中 村 彰 宏

## 滋賀県警察本部長の保有する個人情報の保護に関する規程

滋賀県警察本部長の保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)の施行については、滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則(令和5年滋賀県規則第38号)の規定の例による。

## 付 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県警察本部長が保有する個人情報の保護に関する規程(平成17年滋賀県警察本部告示第54号)は、廃止する。

## 滋賀県警察本部告示第17号

平成18年滋賀県警察本部告示第10号(口頭により滋賀県警察本部に対し開示請求を行うことができる保有個人情報)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

滋賀県警察本部長 中 村 彰 宏

## 労 働 委 員 会 訓 令

## 滋賀県労働委員会訓令第1号

滋賀県労働委員会事務局事務処理規程(昭和63年滋賀県地方労働委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県労働委員会会長 吉 田 和 宏

第7条の3中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

## 付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

## 労 働 委 員 会 告 示

## 滋賀県労働委員会告示第1号

滋賀県労働委員会の保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

滋賀県労働委員会会長 吉 田 和 宏

## 滋賀県労働委員会の保有する個人情報の保護に関する規程

滋賀県労働委員会の保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)の施行については、滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則(令和5年滋賀県規則第38号)の規定の例による。

## 付 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県労働委員会の保有する個人情報の保護に関する規程(平成7年滋賀県地方労働委員会告示第2号)は、廃

止する。

#### 収用委員会規程

##### 滋賀県収用委員会規程第1号

滋賀県収用委員会の保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

滋賀県収用委員会会長 田口勝之

##### 滋賀県収用委員会の保有する個人情報の保護に関する規程

滋賀県収用委員会の保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)の施行については、滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則(令和5年滋賀県規則第38号)の規定の例による。

##### 付則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 滋賀県収用委員会の保有する個人情報の保護に関する規程(平成7年滋賀県収用委員会規程第1号)は、廃止する。

#### 収用委員会訓令

##### 滋賀県収用委員会訓令第1号

滋賀県収用委員会運営規程(平成8年滋賀県収用委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県収用委員会会長 田口勝之

第4条第57号中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

##### 付則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

#### 琵琶湖海区漁業調整委員会告示

##### 琵琶湖委告示第1号

琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷口孝男

##### 琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報の保護に関する規程

琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)の施行については、滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則(令和5年滋賀県規則第38号)の規定の例による。

##### 付則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 琵琶湖海区漁業調整委員会の保有する個人情報の保護に関する規程(平成7年琵琶湖委告示第1号)は、廃止する。

#### 内水面漁場管理委員会告示

##### 滋内水委告示第2号

滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林英志

##### 滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程

滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)の施行については、滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則(令和5年滋賀県規則第38号)の規定の例による。

**付 則**

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程(平成7年滋内水委告示第2号)は、廃止する。

**企 業 庁 規 程**

**滋賀県企業庁規程第1号**

滋賀県公営企業管理者の保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

滋賀県企業庁長 西 村 信 雄

**滋賀県公営企業管理者の保有する個人情報の保護に関する規程**

滋賀県公営企業管理者の保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)の施行については、滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則(令和5年滋賀県規則第38号)の規定の例による。

**付 則**

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県公営企業管理者の保有する個人情報の保護に関する規程(平成7年滋賀県企業庁規程第5号)は、廃止する。

**病 院 事 業 庁 規 程**

**滋賀県病院事業庁規程第3号**

滋賀県病院事業管理者の保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

**滋賀県病院事業管理者の保有する個人情報の保護に関する規程**

滋賀県病院事業管理者の保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)の施行については、滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則(令和5年滋賀県規則第38号)の規定の例による。

**付 則**

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県病院事業管理者の保有する個人情報の保護に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第9号)は、廃止する。